



特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6ヵ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和6年 11月29日(金)
(2024年)

No. 16274 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話]03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆著作物の「引用」利用……………(1)

著作物の「引用」利用

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士 深井 俊至

1 著作権法32条1項(引用)

著作権法32条1項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と規定している。32条1項に規定する要件を満たせば、公表された著作物に係る他者の著作権を侵害するこ

となく、当該著作物を「利用」、つまり、複製、上演、上映、公衆送信、口述などの行為をすることができる。

32条1項に要件として規定されているのは、(1)「公表された著作物」であること、(2)「引用」であること、(3)引用が「公正な慣行に合致」すること、(4)引用が「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内」で行なわれること、の4つである。

YAMAKAWA 山川国際特許事務所

所長・弁理士 山川 茂 樹

〒100-6104 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー4階

TEL: (03) 3580-0961 (代表) FAX: (03) 3581-5754

E-mail: yamakawaipo@yamakawa-ipo.jp URL: <http://yamakawa-ipo.jp/>